

農業委員会交付金等交付要綱

平成17年4月1日付け16経営第8328号

農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成28年3月29日付け27経営第3275号

第1 農林水産大臣は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、都道府県が農業委員会の経費に対して市町村に交付する交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。））の経費に対して交付する負担金に要する経費について、農業委員会法及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定に基づき、都道府県に対しそれぞれ農業委員会交付金、農地利用最適化交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金（以下「交付金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 交付金等の交付の対象となる事業（以下「交付金事業等」という。）の経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

第3 別表の経費の欄1、2及び3に掲げる経費は、相互に流用してはならない。

第4 適正化法第5条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

2 1の申請書は、申請を行う都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。第10ただし書を除き、以下「地方農政局長等」という。）に提出しなければならない。

第5 規則第2条の規定による申請書の提出の期限は、毎年度、地方農政局長等が別に定める日までとする。

第6 地方農政局長等は、第4の2の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金等を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に交付金等交付決定の通知を行うものとする。

第7 都道府県知事は、規則第3条第1号に規定する変更、中止又は廃止につき同項の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方農政局長等は、1の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

第8 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第9 都道府県知事は、規則第3条第2号の規定により指示を求める場合には、交付金事業等が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業等の遂行が困難となった理由及び交付金事業等の遂行状況を記載した書類を地方農政局長等に提出しなければならない。

第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金等の交付の決定があった年度の12月末日現在において別記様式第3号により遂行状況報告書を作成し、1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。）が別に定める概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、1に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付金事業等の遂行状況報告

を求めることができる。

第11 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、交付金事業等を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金等の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに地方農政局長等へ提出するものとする。

第12 地方農政局長等は、第11の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金等の額を確定し、都道府県知事に通知する。

2 地方農政局長等は、都道府県に交付すべき交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、その超える部分の交付金等の返還を命ずる。

3 前項の交付金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該交付金等の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第13 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

第14 都道府県は、市町村又は都道府県農業委員会ネットワーク機構に交付金等を交付するときは、本要綱第7から第13までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則（平成22年3月31日付け21経営第7256号）

この通知は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日付け22経営第7175号）

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

する。

附 則（平成25年4月1日付け24経営第3585号）

- 1 この通知は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成26年3月24日付け25経営第3563号）

- 1 この通知は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成28年3月29日付け27経営第3275号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。